

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

遠賀町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県遠賀郡遠賀町

3 地域再生計画の区域

福岡県遠賀郡遠賀町の全域

4 地域再生計画の目標

国勢調査によると、本町の人口は平成12年の19,309人をピークに減少に転じ、令和2年の人口は18,723人となっています。なお、住民基本台帳によると令和3年3月末時点では19,204人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和27年には14,440人まで減少するとみられています。（令和2年の18,723人からの人口減少率は22.9%）

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の13,252人をピークに減少に転じ、令和2年には9,789人となっています。同期間において、年少人口（15歳未満）も2,708人から2,387人まで減少しています。老年人口（65歳以上）は平成7年から平成12年の間に年少人口を逆転し、平成12年から令和2年で3,341人から6,497人まで増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も老年人口の割合は増加を続け、令和27年には全体の37.8%を占め、生産年齢人口（15～64歳）約1.31人で1人の老年人口を支えることになると推計されています。

本町の自然動態をみると、平成6年の出生数が133人、死亡数が136人で3人の「自然減」だったのに対し、令和2年の出生数は121人、死亡数が243人で122人の「自然減」となっています。出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあることから、死亡数が出生数を上回る「自然減」となる年が続いており、近年「自然減」の数が大きくなっています。一人の女性が一生に産む子どもの人数と

される「合計特殊出生率」の推移をみると、平成22年には1.44で国の1.39よりも高くなっていましたが、平成30年には1.66となり国の1.42よりも低くなっています。

本町の社会動態をみると、平成6年に転入数が1,039人、転出数が789人で250人の社会増でした。平成9年以降は転入数、転出数ともに緩やかな減少が続いており、平成26年まで社会増減は約100人の範囲で増減を繰り返していました。令和2年の転入数は744人、転出数は705人となっていて、平成27年以降は6年連続社会増となっています。

自然動態と社会動態による人口推移への影響についてみると、平成6年頃は社会増がそのまま人口増に表れており、平成12年に社会減になると人口減に転じるなど、社会動態の動きが人口増減に大きく影響しています。

このまま人口減少が続くと、労働力人口の減少や消費市場と経済規模の縮小を引き起こし、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出・減少を引き起こす悪循環が懸念されます。

これらの課題に対応するため、遠賀町に住む人々が地域の未来に希望を持ち、いつまでも住み続けることができるよう、人口減少克服と地方創生に向けた取り組みを進める必要があります。上記の実現のため、本計画において、次の基本目標を掲げ、取組を推進します。

基本目標 1

遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する

基本目標 2

遠賀ブランドを確立し、住み続けたい、住んでみたいニーズに応える

基本目標 3

子育て支援と質の高い教育で遠賀町の未来をつくる

基本目標 4

安心で活力あふれる、魅力あるまち遠賀町をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	商工業者貸付制度利用件数	0件	毎年10件	基本目標1
	商品券換金率	99.73%	毎年99.8%	
	特産品認定数	10品	13品	
	企業誘致条例適用件数	6件	8件	
	国際交流クラブ日本語教室 受講生	0人	毎年30人	
	町内起業件数	28件	40件	
	創業塾の町内参加者	47件	77件	
	空き店舗の利活用件数	9件	15件	
	商店街アピールイベントの 開催回数	0回	年間5回	
	新規就農者数	6人	8人	
	認定・志向農業者数	61人	毎年62人	
	農産物を使用した特産品認 定数	10品	3年間で 新たに2品	
イ	町SNS等登録者	2,974	5,000人	基本目標2
	寄附金	7,238万円	30,000万円	
	20～44歳の転入人口	423人	1,350人	
	遠賀町がんばる地域まちづ くり事業の実施件数	1件	毎年7件	
ウ	婚活イベントの支援回数	0回	3回	基本目標3
	結婚新生活支援補助金の交 付	5件	18件	
	子育て支援拠点施設の年間	939組	2,200組	

	利用世帯数			
	出生数	124人	140人	
	保育園の待機児童数	6人	0人	
	学童保育の待機児童数	0人	0人	
	全国学力・学習状況調査の 標準化得点	全国平均を12ポイント上回る（小学校）	全国平均を10ポイント以上上回る（小学校）	
	大会出場経費補助件数 （県大会規模以上）	7件	毎年20件	
	男女共同参画推進事業者数	25事業者	40事業者	
エ	1日当たりのJR遠賀川駅 利用者数	5,044人	5,000人	基本目標4
	おんがみらいテラスの年間 利用者数	0人	100,000人	
	コミュニティバス利用者数	65,081人	94,000人	
	自治会加入率	88.10%	毎年88.50%	
	遠賀高校との連携回数	1回	毎年5回以上	
	介護予防型サロン参加者数	896人	3,500人	
	シルバー人材センター会員数	150人	210人	
	空き家割合	1.9%	1.8%	
	木造戸建て住宅の耐震化率	78.8%	80%	
	各自主防災組織による防災 訓練実施回数	1回	毎年1回	
	ごみの資源化率 （集団回収等含む）	19.1%	20.5%	
	連携中枢都市圏の連携事業 実施率	94.0%	100%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

遠賀町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する事業
- イ 遠賀ブランドを確立し、住み続けたい、住んでみたいニーズに応える事業
- ウ 子育て支援と質の高い教育で遠賀町の未来をつくる事業
- エ 安心で活力あふれる、魅力あるまち遠賀町をつくる事業

② 事業の内容

- ア 遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する事業

既存の事業所・企業の経営安定と拡大による雇用の創出

立地条件を生かした企業誘致と起業支援等による新たな雇用の創出

商店街の活性化によるにぎわいの創出と人・物の活発な交流

認定農業者を中心とした多様な経営体による雇用の創出

【具体的な事業】

商工業者貸付制度の充実、町内事業所での消費拡大、地域資源を活用した特産品の認定、外国人労働者との交流、企業誘致の推進、起業支援施設等による起業支援事業の実施、創業支援計画に基づく創業塾の開催、空き店舗の利活用、商店街の活性化イベントと既存組織等の支援、新規就農者支援、認定農業者支援、農産物ブランド化の推進 等

イ 遠賀ブランドを確立し、住み続けたい、住んでみたいニーズに応える事業

遠賀町の魅力を戦略的に情報発信

移住・定住希望者のニーズに応える魅力あるまちを実現

住んでいる人が主体的に参画するまちづくりの実現

【具体的な事業】

シティプロモーションの実施、ふるさと納税の充実と関係人口の創出・拡大、定住促進事業の推進、シビックプライドの醸成 等

ウ 子育て支援と質の高い教育で遠賀町の未来をつくる事業

出会いの支援に取り組む団体等への支援の充実

結婚から妊娠・子育てまでの切れ目のない支援の充実

教育環境の充実と男女共同参画の推進

【具体的な事業】

出会いのきっかけづくり、結婚新生活支援、子育てサポート体制の充実、子ども医療費助成事業、保育園や学童保育等子育て環境の充実、子どもたちが学びやすい環境づくり、学びの質を向上させる取り組み、スポーツ等を通じた子どもたちの育成、男女共同参画推進事業者登録制度 等

エ 安心で活力あふれる、魅力あるまち遠賀町をつくる事業

駅周辺のにぎわいを創出するコンパクトシティ化や公共交通などの包括的な基盤整備

地域コミュニティの活性化を図る小さな拠点づくり

安全・安心なまちづくりと持続可能な社会の構築

【具体的な事業】

立地適正化計画及び駅南地区の整備構想に基づく駅周辺整備事業、駅を中心とした子育て世代や多世代の交流、公共交通ネットワークの充実、地域コミュニティ活動支援、地方創生を担う人材の育成、高齢化に対応した地域支え合い活動体制の整備、高齢者等が健康で活躍できる社会の実現、空き家対策の促進、耐震改修の促進、地域防災力の強化、SDG

s を目指した循環型社会の構築、連携中枢都市圏の推進 等

※なお、詳細は遠賀町人口ビジョン及び総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,290,000 千円（2021 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 9 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに遠賀町公式 H P 上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで